

こんな相談がありました ～オンラインゲームで高額請求～

Q

・クレジット決済をしようとしたところ、限度額オーバーで使用できなかった。中学生の孫が無断でカードを持ち出し、オンラインゲームで課金しており、合計48万円の請求があった。

・携帯電話の請求が10万円を超えた。小学生の娘にタブレット端末を貸与し、課金しないことを条件にゲームを許可していたが、約束を破り、課金した。端末にキャリア決済を登録していることを忘れていた。

・家族の携帯電話料金が未納となった。明細を確認すると8万円の請求があった。未就学の孫がSNSを見たいと言って、祖母のスマホを借りてゲームをしていた。祖母がキャリア決済するところを横で見つてパスワードを覚えて課金していた。



A

・コロナ禍により自宅で過ごす機会が増え、子供がオンラインゲームで課金して高額請求されたとの相談が増えています。未成年者が親権者の同意を得ずに契約した場合は取消しすることができます。未成年者がゲーム課金した契約を特定し、経緯を整理した上で、親権者からゲーム会社に取消しを申請することを助言しました。

・ただし、未成年者がゲームをしていたと証明できないと、取消しが認められない場合があります。

【アドバイス】

- ・日頃から家族でネット利用のルールを話し合っておきましょう。
- ・子どもに、クレジットカードやキャリア決済（商品やサービスの代金を携帯電話料金と合算して支払う方法）はお金を使うのと同じことをだということを理解させましょう。
- ・クレジットカードやキャリア決済を登録してある端末は、推測されにくいパスワードを設定し、子どもに不用意に使わせないようにしましょう。
- ・ペアレンタルコントロール等の機能を活用し、必要な範囲で子ども利用に制限をかけることも有効です。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019